



福岡医発第 2134 号
平成 28 年 10 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び
「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」
の一部改正について

患者申出療養を実施する医療機関等については、「当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において行われるものに限る。」とされていましたが、具体的な施設基準が設けられておりませんでした。

今般、「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部を改正する件」(平成 28 年厚生労働省告示第 366 号)及び「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件」(平成 28 年厚生労働省告示第 367 号)が公布され、患者申出療養に関する厚生労働大臣が定める施設基準が規定され、平成 28 年 10 月 14 日より適用されることとなり、併せて、標記のとおり通知の一部が改正されることとなった旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項」及び
「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」
の一部改正について

(平 28.10.14 保医発 1014 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官)

(参考)

①・1 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部を改正する件

①・2 新旧対照条文

(平 28.10.14 厚生労働省告示第 366 号 厚生労働大臣)

②・1 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件

②・2 新旧対照条文

(平 28.10.14 厚生労働省告示第 367 号 厚生労働大臣)

平成 28 年 10 月 24 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める
医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について

患者申出療養を実施する医療機関等については、「当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において行われるものに限る。」とされていましたが、具体的な施設基準が設けられていないものでした。

今般、「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 366 号）及び「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件」（平成 28 年厚生労働省告示第 367 号）が公布され、患者申出療養に関する厚生労働大臣が定める施設基準が規定され、平成 28 年 10 月 14 日より適用されることとなり、併せて、標記のとおり通知の一部が改正されることとなりましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について

（平 28. 10. 14 保医発 1014 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官）

（参考）

①- 1 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部を改正する件

①- 2 新旧対照条文

（平 28. 10. 14 厚生労働省告示第 366 号 厚生労働大臣）

②- 1 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件

②- 2 新旧対照条文

（平 28. 10. 14 厚生労働省告示第 367 号 厚生労働大臣）

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める
揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医
薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について

今般、「厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部を改正する件」
（平成28年厚生労働省告示第366号）、「厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに
施設基準の一部を改正する件」（平成28年厚生労働省告示第367号）が公布され、平成28年10月14
日より適用されることとなったことに伴い、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき
厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品
等」の実施上の留意事項について」（平成18年3月13日保医発第0313003号）の一部を下記のように
改めるので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

第3 23中（6）を（7）とし、（2）から（5）を1ずつ繰り下げ、（1）の次に次のとおり
加える。

- （2） 保険外併用療養費の支給対象となる患者申出療養の施設基準は、当該療養を実施する
に当たって、次のいずれにも該当している病院又は診療所であって、当該療養を適切に
実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものとする。
- ① 保険医療機関において、当該療養を実施すること。
 - ② 当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診療科にお
いて、常勤の医師又は歯科医師であること。

新旧对照表

第3 保険外併用療養に係る厚生労働大臣が定める基準等

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行
23 (略) (1) (略) <u>(2) 保険外併用療養費の支給対象となる患者申出療養の施設基準は、当該療養を実施するに当たって、次のいずれにも該当している病院又は診療所であつて、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものとする。</u> <u>① 保険医療機関において、当該療養を実施すること。</u> <u>② 当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診療科において、常勤の医師又は歯科医師であること。</u> <u>(3) ～ (7) (略)</u>	23 (略) (1) (略) (新設) <u>(2) ～ (6) (略)</u>

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一条の二中「患者申出療養（」の下に「別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所であつて、」を加え、「病院又は診療所」を「もの」に改める。

新旧対照条文

◎厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
第一条の二 健康保険法第六十三条第二項第四号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養は、別に厚生労働大臣が定める患者申出療養（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院又は診療所であつて、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたもの）<u>において行われるものに限る。</u>）とする。	第一条の二 健康保険法第六十三条第二項第四号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第四号に規定する患者申出療養は、別に厚生労働大臣が定める患者申出療養（当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所）<u>において行われるものに限る。</u>）とする。

厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百六十七号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号及び第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月十四日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

題名を次のように改める。

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準

第一第三号を第一第五号とし、第一第二号の次に次の二号を加える。

三 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条の二に規定する厚生労働大臣が定める患者申出療養は、第四に掲げる患者申出療養（第四に規定する負傷、疾病又はそれらの症状の患者に対して行われるものに限る。）とする。

四 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条の二に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、前号に規定する患者申出療養を実施するに当たって、次のいずれにも該当していることとする。

イ 保険医療機関において、当該療養を実施すること。

ロ 当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診療科において、常勤の医師又は歯科医師であること。

第三の次に次のように加える。

第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養

パクリタキセル腹腔^{くう}内投与及び静脈内投与並びにS－1内服併用療法 腹膜播種^は又は進行性胃がん（腹水細胞診又は腹腔洗浄細胞診により遊離がん細胞を認めるものに限る。）

新旧対照条文

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準 第一 総則 一・二（略） 三 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条の二に規定する厚生労働大臣が定める患者申出療養は、第四に掲げる患者申出療養（第四に規定する負傷、疾病又はそれらの症状の患者に対して行われるものに限る。）とする。 四 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第一条の二に規定する厚生労働大臣が定める施設基準は、前号に規定する患者申出療養を実施するに当たって、次のいずれにも該当していることとする。 イ 保険医療機関において、当該療養を実施すること。 ロ 当該療養を主として実施する医師又は歯科医師は、当該療養を実施する診療科において、常勤の医師又は歯科医師であること。 五（略） 第二・三（略）	厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準 第一 総則 一・二（略） （新設） （新設） 三（略） 第二・三（略）

第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する患者申出療養 パクリタキセル腹腔内投与及び静脈内投与並びにS－1内服併用療法 腹膜播種又は進行性胃がん（腹水細胞診又は腹腔洗浄細胞診により遊離がん細胞を認めるものに限る。）	（新設）
---	-------------